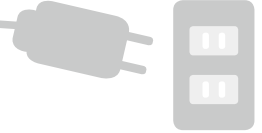


我が家の節電チェックシート



ご家庭での節電目標〔15%削減〕に向けて、ご協力をお願いいたします。

節電チェックリスト

お願いしたいこと		節電効果		チェック
		削減率	削減消費電力	
エアコン	① 設定温度は 28℃を目安にしてください。	10%	130w <small>設定温度を 2℃上げた場合</small>	<input type="checkbox"/>
	② “すだれ” や “よしず” など窓からの日差しを和らげエアコンの消費電力の抑制をお願いします。	10%	120w	<input type="checkbox"/>
	③ 無理のない範囲でエアコンを消して、扇風機をご使用いただきますようお願いいたします。*除湿運転やエアコンの頻繁なオンオフは電力の増加になるのでご注意ください。	50%	600w	<input type="checkbox"/>
冷蔵庫	④ 設定温度が「強」の場合は「中」へ変更し、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品の詰め込みすぎに注意してください。	2%	25w	<input type="checkbox"/>
照明	⑤ 日中は照明を消して、夜間も点灯している照明をできるだけ減らしてください。	5%	60w	<input type="checkbox"/>
テレビ	⑥ 省エネモードに設定するとともに画面の輝度を下げ、必要な時以外は消してください。	2%	25w <small>標準→省エネモードに設定し、使用時間を 2/3 に減らした場合</small>	<input type="checkbox"/>
温水洗浄便座 (暖房便座)	⑦ 便座保温・温水のオフ機能、タイマー節電機能がある場合はこれらを活用してください。	1%未満	5w <small>先のいずれかの対策により</small>	<input type="checkbox"/>
	⑧ 夏はコンセントからプラグを抜いてください。			<input type="checkbox"/>
ジャー炊飯器	⑨ 早朝にタイマー機能で 1 日分まとめて炊飯して、冷蔵庫に保存してください。	2%	25w	<input type="checkbox"/>
待機電力	⑩ リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切り、長時間使用しない機器についてはコンセントからプラグを抜いてください。	2%	25w	<input type="checkbox"/>

※節電効果の記載値は資源エネルギー庁の推計です。
(在宅世帯の日中の平均的消費電力〔14時：約1,200W〕に対する削減率と削減消費電力の目安。小数点以下を切り捨て)

⚠ エアコンの控えすぎによる熱中症などにご注意いただき、無理のない範囲で節電へのご協力をお願いいたします。

チェックした項目の節電効果を合計し、
〔15%削減〕に向けて、
ご協力をお願いいたします。

↓

%

W

外出されている時も、④⑦⑧⑩の対策への取り組みをお願いいたします。
皆さまの節電に対するご理解とご協力をお願いいたします。Ⓔ環境保全課

かすみがうら市節電対策取組計画

1 目的

東日本大震災の影響により、夏期の電力不足が予測されることから、電力使用量の削減を図りながら、無駄を省く新たなビジネススタイル・ライフスタイルを確立するため、市民・事業者に的確な情報提供を行うとともに、徹底した節電対策に取り組み、消費電力量の15%以上の抑制を図ることを目的とする。

2 取組期間

平成23年7月1日(金)から9月22日(木)
(電力需給対策本部「夏期の電力需要対策について」の電気事業法第27条東京電力管内の活用期間とする。ただし、電力供給の状況等により取組期間は変更する。)

3 取組方法

(1) 市民・事業者に向けた節電の取組について

- ア 市民への周知については、国・県・東京電力株式会社等からの資料提供を受け、市広報誌及びホームページにより行う。
- イ 節電の取組について即応性が求められることは、その都度有効な媒体を活用し、継続的な広報活動を行う。

(2) 公共施設における節電の取組について

『基本的な考え方』

節電対策を講じた上で、行政サービスについては、限りなく通常どおり行う。

- ① 節電目標率は、ピーク電力量を昨年比15%以上の抑制を図る。
- ② 節電実践項目を公表(掲示)する。
- ③ 取組状況や結果を公表(掲示)し、市民・利用者の理解を得ることに努める。
(施設ごとに具体的な取組実践項目を定め、速やかに実施するものとする。)

ア 主な取組実践項目について

- (ア) 施設管理者は、施設の安全確保に努めながら、照明の方法、空調の設定温度、エレベーターの休止など施設の実情に応じて、対前年同月の電気使用量の15%以上の抑制を図り節電に取り組むものとする。
- (イ) 法令等により室温や換気等に対して、一定の措置が義務付けられている施設については、法令等の範囲内において節電に取り組むものとする。
- (ウ) 照明については、LEDの計画的な導入についても検討する。

イ 貸館施設等について

施設管理者は、節電対策を講じた上で、可能な限り通常どおり開館とする。

体育館、野球場、グラウンド、テニスコート等のスポーツ施設に付属する夜間照明については、概ね15%の節電に取り組むことで施設運用を行う。施設によっては、節電目標に達しない場合は、隔日開館や輪番制などを導入した施設運用を行う。

ウ 周知方法

- (ア) 各施設において節電担当者(学校、保育所等の同種施設が複数の場合は代表担当者)を置き、具体的な節電対策を明らかにして、取組実践項目を分かりやすい場所に表示する。
- (イ) 各施設で行っている節電の取組については、即応性が求められるもので、可能な限り有効な媒体を活用し、継続的な広報活動を行う。
- (ウ) 施設管理者は、施設の節電取組状況を定期的に公表するとともに、市民や利用者の理解を得ることに努める。

4 その他

- ア 具体的な節電方法等は、県の「節電対策の例」、東京電力の「節電のお願い」等を参考にすること。
- イ この指針は、電力供給の状況を踏まえ、時期等に適応する節電対策を行うため、適宜見直しを行うものとする。
- ウ 取組期間以外についても、可能な限り節電に取り組むこと。